

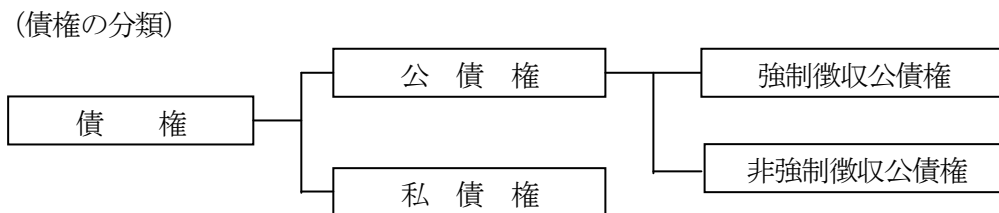
1 税外未収金の現状

税外の未収金対策については、貸付金、負担金、使用料、弁償金、代執行費等多様多様であり、所管も 11 部局と多岐にわたることから、それぞれが独自に取り組み、これまでは全庁的に統一された取組がなされていませんでした。

そこで、平成 24 年度から全庁的な税外の未収金対策として、それぞれの事業を行う所管部局が債権回収の責任を担うということを中心としたうえで、共通する課題について統一的な取扱いや手続、基準等を定めた「三重県債権管理適正化指針」を策定し、債権管理の公平・公正を確保するとともに事務の迅速化や効率化を図り、未収金の縮減へ向けた取組を行っています。

(1) 平成 24 年度決算見込

県の債権はその発生原因の違いから「公債権」と「私債権」に分類され、公債権はさらに地方税の滞納処分の例により強制徴収できる「強制徴収公債権」と、滞納処分の例によることができない「非強制徴収公債権」とに区分できます。



平成 24 年度決算見込における税外未収金は、平成 23 年度決算から 5,700 万円増の 67 億 900 万円で、その内訳は強制徴収公債権が 1 億 2,800 万円増の 23 億 2,700 万円、非強制徴収公債権が 200 万円増の 1 億 1,900 万円、私債権は 7,300 万円減の 42 億 6,300 万円となっています。

税外未収金の現状 (平成24年度決算見込)

		総計	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権
平成24年度 未収金額	(百万円)	6,709	2,327	119	4,263
	(23年度)	(6,652)	(2,199)	(117)	(4,336)
	増減額	57	128	2	△73
主なもの			産廃行政代執行費 児童措置費負担金	生活保護費返還金 恩給・扶助料過払金	中小企業高度化資金貸付金 母子及び寡婦福祉資金貸付金

(2) 平成 24 年度の取組

- ・「三重県債権管理推進会議」の設置
債権管理の適正化を担う全庁横断的な推進組織として、「三重県債権管理推進会議」を平成 24 年 5 月 31 日に設置しました。
- ・「税外債権に関する実態調査」の実施
税外未収金に対する全庁的な取組の枠組みを構築するにあたり、各債権の管理状況等を把握し、また、課題の整理を行うことを目的として実態調査を実施しました。
- ・「三重県債権管理適正化指針」の策定
税外の未収金対策として、実態調査・課題の整理・庁内検討を経て、債権管理事務のガイドラインとして「三重県債権管理適正化指針」を作成しました。

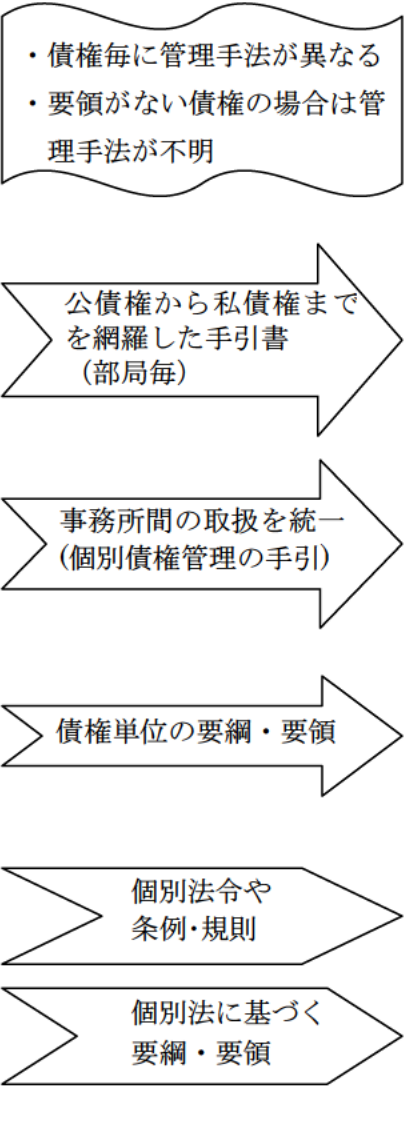
(3) 平成 25 年度の取組

昨年度策定した指針に基づき、以下の具体的取組を行っています。

- ・債権管理簿の統一、督促手続の統一〔平成 25 年 4 月〕
- ・債権毎の債権処理計画（暫定版）の策定〔6 月～8 月〕
 - ※ 暫定版は債権処理計画のうち取組方針のみを記載したもの。
- ・債権毎の債権処理計画の策定・公表〔9 月又は 10 月〕
- ・徴収強化月間の実施〔11 月又は 12 月〕
- ・債権管理にかかる自己検査〔平成 26 年 1 月末まで〕
- ・統一ルールの作成
(徴収停止、履行延期の特約等、不納欠損基準、延滞金減免基準、履行期限の繰上げ)
- ・債権管理条例(仮称)案の検討

税外の未収金対策について

地方自治法・民法等による債権管理
個別法によるもの



三重県債権管理推進会議

【所掌事務】
情報の共有化及び下記の事項の検討
(1) 税外債権に関する状況把握
※実態調査の実施
(2) 債権管理に係る方針の作成
(3) その他債権管理の一層の適正化の推進

(座長 総務部担当副知事)

三重県債権管理適正化指針

【内容】

- ◎債権管理方針
- 《県の基本姿勢》
- ①未然防止・管理手法
- ②債権回収の強化
- ③債権の適切な管理
- ④制度運用の強化
- ⑤債権管理の目標・公表

【新たな取組】

債権管理簿の統一
督促手続の統一
自己検査の導入
徴収強化月間の導入
処理計画の作成・公表

適正化指針に基づく債権管理

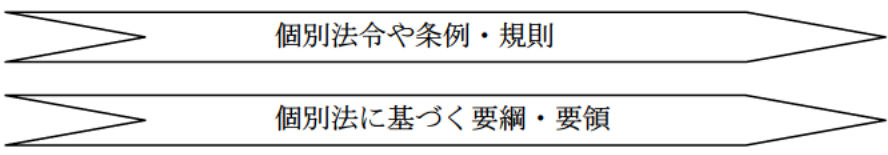
※全庁的に統一すべきものや、今まで規定していなかった手続を定める。

【債権管理の統一ルール】

- ・徴収停止・休眠法人への対応
- ・履行延期の特約等の手続整備
- ・不納欠損基準・破産法による免責
- ・延滞金減免基準
- ・履行期限の繰上げなど

・債権管理適正化指針に基づいた個別要綱・要領
・標準マニュアルを策定 (平成 25 年度)

他県の調査を踏まえた上で、
本県における長期管理債権等への対応策を検討



これまでの体制

指針策定後の債権管理体制

2 平成 25 年度債権処理計画（目標）について

(1) 計画の概要

債権管理の強化の取組として、債権の回収・整理を総合的かつ計画的に推進するため、県の保有する税外未収金の処理（回収・整理）目標を債権毎に定めた「債権処理計画（目標）」を今年度から策定するとともに、年度終了後に計画の達成状況を次年度の目標と併せて公表することとしました。

平成 25 年度債権処理計画では、77 債権それぞれについて取組方針を定めるとともに、平成 24 年度決算（見込み）における収入未済額に対する処理額の数値目標を設定しました[別冊]。

県全体の目標処理額の合計は、約 4 億 1,200 万円（回収目標：約 3 億 8,000 万円、整理目標：約 3,200 万円）で、これは平成 24 年度の処理実績に対し約 1.8 倍の目標処理額となっています。なお、詳細は別紙のとおりです。

平成 25 年度債権処理計画（目標）の概要

(単位未満四捨五入)

	25 年度 処理目標 A			前年比 (A/B)	(参考)24 年度 処理実績 B
		回収	整理		
県全体(77 債権) 計	412 百万円	380 百万円	32 百万円	182 %	227 百万円

現在、目標達成に向け、計画に沿った債権の処理に全庁をあげて取り組んでいます。

(2) 今後の予定

平成 26 年 5 月末日 出納整理期間終了

平成 26 年 6 月～8 月 債権毎の 26 年度債権処理計画（目標）（暫定版）の策定
 ※暫定版は債権処理計画のうち取組方針のみを記載したものです。

平成 26 年 9 月又は 10 月 債権毎の 26 年度債権処理計画（目標）、25 年度債権処理計画（実績）の策定・公表

3 債権管理条例（仮称）《中間案骨子》について

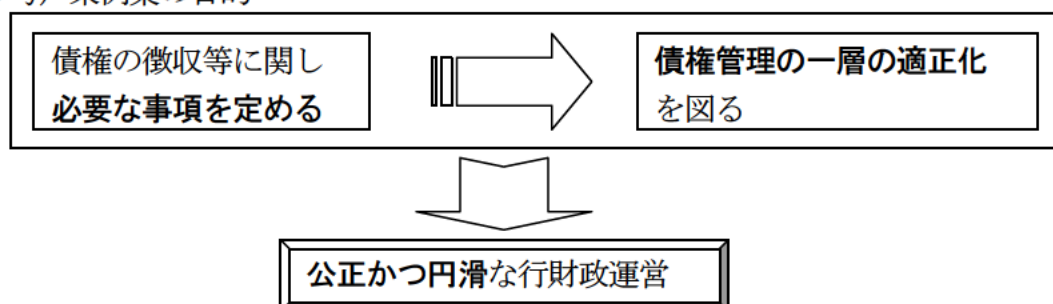
(1) 条例検討の経緯

全庁的な税外の未収金対策として、共通する課題について統一的な取扱いや手続、基準等を定めた「三重県債権管理適正化指針」を平成 25 年 3 月に策定し、未収金の縮減へ向けた取組を行っています。

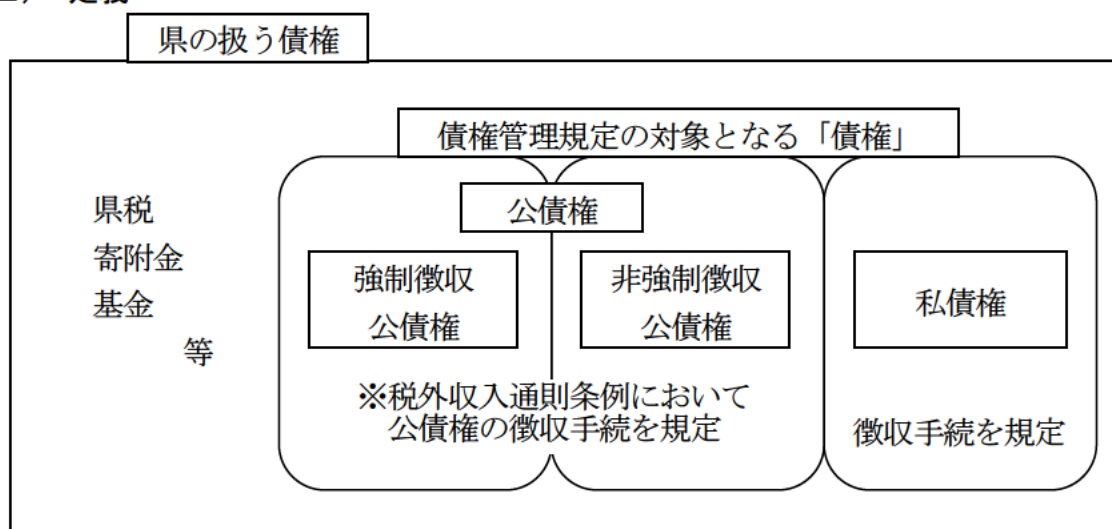
今回策定した指針に沿った手続を行ったとしても、なお一部の未収金において、回収が見込めないにもかかわらず長期間の債権管理が必要となる等といった課題があります。これらの課題を解消し、迅速な債権回収を図るとともに回収可能な債権の徴収業務等に県の経営資源を集中するためには、債権放棄の手続の見直しについても視野に入れた検討が必要であることから、他県における条例や規則の状況などの債権管理事例の確認を行ったところです。こうした他県での条例制定の状況も踏まえて、本県でも長期管理債権の解消も視野に入れた債権管理に関する条例が必要と考えています。

債権管理条例（仮称）を制定することによって、県が有する債権の徴収等に関し、債権の発生から消滅までに必要な事項について定め、債権管理の一層の適正化を図ることにより、公正かつ円滑な行財政運営に繋げていきたいと考えています。

(参考) 条例案の目的



(2) 定義



(3) 他の条例との関係

法令及び条例等に特別の定めがある場合を除き、条例の定めるところによる。

(4) 債権の管理

債権管理の基本姿勢を次のように定める。【三重県債権管理適正化指針 3】

債権の管理に関する事務は、法令の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて財政上最も県の利益に適合するように処理しなければならない。

(5) 債権管理体制の整備

知事及び公営企業管理者が管理体制の整備を行い、未収金の状況について情報提供に努める事を明記。

(6) 私債権の徴収手続

私債権の徴収手続については、地方自治法等の法令や既存の条例等を参考に県において行うべき債権回収及び徴収緩和手続を規定します。

ア 督促 【三重県債権管理適正化指針 5-(2)-ア】

履行期限までに履行しない者への督促の義務を明記

- ・地方自治法第 240 条を受けた地方自治法施行令第 171 条の規定

イ 遅延損害金 【三重県債権管理適正化指針 5-(4)-イ】

違約金(賠償額の予定を定めたもの)の定めがあるものを除き、遅延損害金を年5%とし、公債権(三重県税外収入通則条例で規定有)と同様な減免制度を整備

ウ 強制徴収等 【三重県債権管理適正化指針 5-(2)-オ】

督促をした後相当な期間を経過してもなお履行されないときは、特別な事由がある場合を除き、担保権の実行、強制執行又は訴訟手続による履行の請求をとらなければならない。

- ・地方自治法施行令第 171 条の 2 の規定

エ 履行期限の繰上げ 【三重県債権管理適正化指針 5-(1)-エ】

- ・地方自治法施行令第 171 条の 3 の規定

オ 債権の申出等 【三重県債権管理適正化指針 5-(1)-エ】

- ・地方自治法施行令第 171 条の 4 の規定

カ 徴収停止 【三重県債権管理適正化指針 5-(3)-ア】

- ・地方自治法施行令第 171 条の 5 の規定

※ 徴収停止の要件

- 一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- 二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- 三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

キ 履行延期の特約等 【三重県債権管理適正化指針 5-(3)-イ】

- ・ 地方自治法施行令第 171 条の 6 の規定

※ 履行延期の特約等の要件

- 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- 三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- 四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- 五 貸付金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

ク 免除 【三重県債権管理適正化指針 5-(3)-ウ】

- ・ 地方自治法施行令第 171 条の 7 の規定

ケ 債権の放棄 【三重県債権管理適正化指針 5-(3)-エ、7】

※ 債権放棄の基準（案）

- 一 徴収停止後 3 年を経過した後においてもなお徴収停止の事由が認められるとき
 - ※ 3 年は地方税法の執行停止と同一
- 二 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける債権及び県以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき
 - ※ 債権管理事務取扱規則第三十条のみなし消滅規定（第三号）を準用
- 三 時効完成時につぎの各項目にかかる事由にあるとき
 - ① 債務者に差し押さえることができる財産が無いとき
 - ② 強制執行をすることによって債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき
 - ③ 所在不明かつ差押えできる財産がともに不明であるとき
 - ※ ①～③地方税法の執行停止の要件

コ 報告

債権放棄を行ったときは、議会へ報告しなければならない。

(7) その他

ア 規則等への委任

三重県債権管理条例（仮称）施行規則を定め、具体的手続等を規定

(ア) 債権管理体制の整備方法

債権管理簿等の整備

債権管理事務の総括

債権管理者の設置

債権管理調整会議の設置

債権処理計画の策定・公表

(イ) 私債権の徴収手続

督促の処理手続

履行期限の繰上げの要件

徴収停止の手続

履行期限の特約等の手続・特約時の条件

債権の放棄・議会への報告の手続

イ 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日を予定。

遅延損害金の施行日は平成 27 年 4 月 1 日を予定。

ウ 経過措置

(ア) 遅延損害金については、施行期日以降に発生した私債権に適用

(イ) 遅延損害金の減免については、施行期日前に係るものにも適用

エ 関係条例の改正予定

「税外収入通則条例」において、公債権にかかる徴収手続を新たに設けるとともに、延滞金に係る所要の改正を行う予定。

(8) 関係条例案の今後の予定

- ・ 11 月定例会会議 債権管理条例（仮称）《最終案》の説明
税外収入通則条例等の改正案の説明
- ・ 平成 26 年 2 月定例会会議 関係条例案の提出を予定
※ 条例案の提出前にパブリックコメントを予定

債権管理の基本となる考え方

[各種法令において定められている手続きの再確認]

債権の区分	公債権		私債権
	強制徴収公債権 (分担金・過料・使用料・手数料等)	非強制徴収公債権 (使用料・手数料等)	(貸付金等)
徴収 手続	例：産廃行政代執行費用 児童措置費負担金	例：生活保護返還金 恩給・扶助料過払金	例：中小企業者等支援資金貸付金 母子寡婦福祉貸付金
整理 (放棄) 手段	◎督促の規定 [自治法 § 231 の 3 (公債権)]		●督促の規定 [§ 240 ・自治令 § 171 (私債権)]
	◎自力執行権のある債権 = 県税関係の法律等の例による (強制徴収可能)		●自力執行権のない債権 (裁判所の関与が必要・強制執行)
	○税外収入通則条例による 延滞金の徴収及び免除・罰則		●遅延損害金の徴収及び免除を規定 ※既定の違約金の定めが有る場合を除く
	※5年経過により強制的に債権が消滅。		●債権放棄の要件を規定 ※2年～10年で時効の期間が経過し、かつ時効の援用を行わなければ消滅しない。
	○税外収入通則条例による 徴収猶予・減免		○個別の貸付金条例等において免除・減免規定を設けている。



基本姿勢	債権管理条例(仮称)で規定 ●「法令の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて財政上最も県の利益に適合するように処理しなければならない。」
債権管理手法	●債権管理の強化(理念、債権管理簿等の整備、債権管理者の設置、債権管理調整会議等を条例施行規則で規定) ●広く県民への情報提供の充実(「債権処理計画」を施行規則で規定) 債権回収と債権整理のルールに基づき仕分けを行い、「債権処理計画」を策定し公表(目標設定、実績確定)

1 関係法令等

○ 地方自治法（昭和二十二年四月十七日 法律第六十七号）

（督促、滞納処分等）

第二百三十一条の三 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

- 2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。
- 3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- 4 第一項の歳入並びに第二項の手数料及び延滞金の還付並びにこれらの徴収金の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。
- 5 普通地方公共団体の長以外の機関がした前四項の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。
- 6 第一項から第四項までの規定による処分についての審査請求又は異議申立てに関する行政不服審査法第十四条第一項本文又は第四十五条の期間は、当該処分を受けた日の翌日から起算して三十日以内とする。
- 7 普通地方公共団体の長は、第一項から第四項までの規定による処分についての審査請求又は異議申立てがあつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。
- 8 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
- 9 第七項の審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を受けた後でなければ、第一項から第四項までの規定による処分については、裁判所に出訴することができない。
- 10 第三項の規定による処分中差押物件の公売は、その処分が確定するまで執行を停止する。
- 11 第三項の規定による処分は、当該普通地方公共団体の区域外においても、また、これを行うことができる。

（債権）

第二百四十条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

- 2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。
- 3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。

エ 前二号の規定は、ハツゴロウに掲げる債権については、これを追加しない。

- 一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づく徴収金に係る債権
- 二 過料に係る債権
- 三 証券に化体されている債権（国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）の規定により登録されたもの及び社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿に記載され、又は記録されたものを含む。）
- 四 電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権
- 五 預金に係る債権
- 六 歳入歳出外現金となるべき金銭の給付を目的とする債権
- 七 寄附金に係る債権
- 八 基金に属する債権

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年五月三日 号外政令第十六号）

（督促）

第七十一条 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第二百三十一条の三第一項に規定する歳入に係る債権を除く。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

（強制執行等）

第七十一条の二 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第二百三十一条の三第一項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第七十一条の五の措置をとる場合又は第七十一条の六の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- 一 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- 二 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。
- 三 前二号に該当しない債権（第一号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

（履行期限の繰上げ）

第七十一条の三 普通地方公共団体の長は、債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第七十一条の六第一項各号の一に該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の申出等)

第七十一条の四 普通地方公共団体の長は、債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により当該普通地方公共団体が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、普通地方公共団体の長は、債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

(徴収停止)

第七十一条の五 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- 一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。
- 二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。
- 三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約等)

第七十一条の六 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- 三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- 四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- 五 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行なった場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

- 2 普通地方公共団体の長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（次条において「損害賠償金等」という。）に係る債権は、徴収すべきものとする。

(免除)

第七十一条の七 普通地方公共団体の長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

2 前項の規定は、前条第一項第五号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

3 前二項の免除をする場合については、普通地方公共団体の議会の議決は、これを要しない。

○ 税外収入通則条例（昭和三十九年三月二十五日 三重県条例第十三号）

(延滞金)

第五条 知事は、法第二百三十一条の三第一項に規定する税外収入について同項の規定による督促をした場合においては、延滞金を徴収しなければならない。

2 前項の延滞金の額は、同項の税外収入の納期限（徴収猶予をした場合においては、当該徴収猶予をした納期限とする。以下同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税外収入の金額に年十四・五パーセント（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、年七・二五パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する金額とする。

3 前項の延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる税外収入の金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 第二項の延滞金の確定金額に十円未満の端数があるとき、又はその金額が十円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

5 知事は、税外収入の納期限までに当該税外収入を納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、第一項の延滞金を減免することができる。

附 則

6 当分の間、第五条第二項に規定する延滞金の年七・二五パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・〇一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

平成25年度 債権処理計画[目標]について

全体：平成24年度 決算(見込み) 収入未済額 67億円 (県税分を除く。)

未収債権

	件数	収入未済額(単位:円)
強制徴収公債権	6,366	2,327,131,047
非強制徴収公債権	599	119,368,438
私債権	64,093	4,262,745,181
計	71,058	6,709,244,666

平成25年度の処理(回収・整理)目標

	回 収		整 理		処理目標 計 A	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
強制徴収公債権	839	23,162,064	744	10,850,074	1,583	34,012,138
非強制徴収公債権	124	8,473,922	21	756,420	145	9,230,342
私債権	7,920	348,607,726	192	20,180,194	8,112	368,787,920
計	8,883	380,243,712	957	31,786,688	9,840	412,030,400

	前年比 (A/B)		(参考)平成24年度処理実績 B	
	件数(%)	金額 (%)	件数	金額(円)
強制徴収公債権	88.7	118.0	1,784	28,836,020
非強制徴収公債権	100.7	157.9	144	5,847,468
私債権	81.8	192.2	9,914	191,861,857
計	83.1	181.9	11,842	226,545,345

- ・「公債権」とは、法律・条例に基づき、公権力の行使を伴い発生した債権。
- ・「強制徴収公債権」とは、公債権のうち、個々の法令により強制徴収手続が規定されている債権。
- ・「非強制徴収公債権」とは、公債権のうち、個々の法令で強制徴収手続が規定されていない債権。
- ・「私債権」とは、主に行政庁と相手方が両当事者の合意に基づいて発生する債権。
- ・「件数」の単位は、原則、「調定数」としています。
処理(回収・整理)目標において、1件の調定のうち一部金額の回収(整理)の場合、回収(整理)額は計上しますが、件数はカウントしません。
- ・「整理」とは、時効による債権の消滅等により徴収できなくなった未収債権について、決算上の処分である「不納欠損処分」を行うことであり、目標においては当年度中に処分を行う見込みのあるものを計上しています。

部局別 計画

健康福祉部

(単位:円、%)

区分	平成24年度末	25年度 処理目標計 A			前年比(A/B)	(参考)24年度 処理実績 B
			回収	整理		
強制徴収公債権	68,691,641	11,093,811	4,084,786	7,009,025	73.7	15,044,694
非強制徴収公債権	96,257,803	7,860,882	7,104,462	756,420	175.1	4,489,849
私債権	489,988,640	51,260,737	50,532,737	728,000	101.8	50,364,892
計	654,938,084	70,215,430	61,721,985	8,493,445	100.5	69,899,435

環境生活部

(単位:円、%)

区分	平成24年度末	25年度 処理目標計 A			前年比(A/B)	(参考)24年度 処理実績 B
			回収	整理		
強制徴収公債権	2,216,436,079	643,000	643,000	0	96.9	663,720
非強制徴収公債権	238,000	42,000	42,000	0	182.6	23,000
私債権	43,387,249	43,074,372	29,904,153	13,170,219	35,895.3	120,000
計	2,260,061,328	43,759,372	30,589,153	13,170,219	5,424.4	806,720

地域連携部

(単位:円、%)

区分	平成24年度末	25年度 処理目標計 A			前年比(A/B)	(参考)24年度 処理実績 B
			回収	整理		
強制徴収公債権	0	0	0	0	-	0
非強制徴収公債権	0	0	0	0	-	0
私債権	11,084,176	11,084,176	11,084,176	0	皆増	0
計	11,084,176	11,084,176	11,084,176	0	皆増	0

農林水産部

(単位:円、%)

区分	平成24年度末	25年度 処理目標計 A			前年比(A/B)	(参考)24年度 処理実績 B
			回収	整理		
強制徴収公債権	0	0	0	0	-	0
非強制徴収公債権	5,829,708	127,460	127,460	0	189.2	67,352
私債権	156,614,120	26,626,032	26,626,032	0	122.1	21,801,476
計	162,443,828	26,753,492	26,753,492	0	122.3	21,868,828

雇用経済部

(単位:円、%)

区分	平成24年度末	25年度 処理目標計 A			前年比(A/B)	(参考)24年度 処理実績 B
			回収	整理		
強制徴収公債権	0	0	0	0	-	0
非強制徴収公債権	5,396,466	100,000	100,000	0	皆増	0
私債権	3,354,005,790	170,515,000	170,215,000	300,000	354.7	48,078,000
計	3,359,402,256	170,615,000	170,315,000	300,000	354.9	48,078,000

県土整備部

(単位:円、%)

区分	平成24年度末	25年度 処理目標計 A			前年比(A/B)	(参考)24年度 処理実績 B
			回収	整理		
強制徴収公債権	12,102,327	12,102,327	11,858,278	244,049	777.5	1,556,606
非強制徴収公債権	0	0	0	0	-	0
私債権	75,357,890	32,646,599	30,075,878	2,570,721	112.5	29,012,514
計	87,460,217	44,748,926	41,934,156	2,814,770	146.4	30,569,120

区分	平成24年度末	25年度 処理目標計 A			前年比(A/B)	(参考)24年度 処理実績 B
			回収	整理		
強制徴収公債権	0	0	0	0	-	0
非強制徴収公債権	0	0	0	0	-	0
私債権	6,520,000	1,200,000	1,200,000	0	333.3	360,000
計	6,520,000	1,200,000	1,200,000	0	333.3	360,000

教育委員会

(単位:円、%)

区分	平成24年度末	25年度 処理目標計 A			前年比(A/B)	(参考)24年度 処理実績 B
			回収	整理		
強制徴収公債権	0	0	0	0	-	0
非強制徴収公債権	11,646,461	1,100,000	1,100,000	0	86.8	1,267,267
私債権	78,866,089	20,382,907	19,607,331	775,576	82.7	24,633,929
計	90,512,550	21,482,907	20,707,331	775,576	82.9	25,901,196

警察本部

(単位:円、%)

区分	平成24年度末	25年度 処理目標計 A			前年比(A/B)	(参考)24年度 処理実績 B
			回収	整理		
強制徴収公債権	29,901,000	10,173,000	6,576,000	3,597,000	87.9	11,571,000
非強制徴収公債権	0	0	0	0	-	0
私債権	2,423,152	197,952	197,952	0	皆増	0
計	32,324,152	10,370,952	6,773,952	3,597,000	89.6	11,571,000

企業庁

(単位:円、%)

区分	平成24年度末	25年度 処理目標計 A			前年比(A/B)	(参考)24年度 処理実績 B
			回収	整理		
強制徴収公債権	0	0	0	0	-	0
非強制徴収公債権	0	0	0	0	-	0
私債権	648,723	648,723	636,300	12,423	皆増	0
計	648,723	648,723	636,300	12,423	皆増	0

病院事業庁

(単位:円、%)

区分	平成24年度末	25年度 処理目標計 A			前年比(A/B)	(参考)24年度 処理実績 B
			回収	整理		
強制徴収公債権	0	0	0	0	-	0
非強制徴収公債権	0	0	0	0	-	0
私債権	43,849,352	11,151,422	8,528,167	2,623,255	63.8	17,491,046
計	43,849,352	11,151,422	8,528,167	2,623,255	63.8	17,491,046

未収債権(収入未済額)のない部局等

防災対策部 / 戦略企画部 / 総務部 / 人事委員会事務局 / 監査委員事務局 / 議会事務局

	24年度末(円) A	25年度 目標 (円) B			回収率・整理率 (%)			24年度 実績 (円) C		
		回収	整理	計	前年比(B/C)			回収	整理	計
					回収	整理	計			
防 災 対 策 部	0									
戦 略 企 画 部	0									
総 務 部	0									
健 康 福 祉 部	654,938,084	61,721,985	8,493,445	70,215,430	106.7	70.5	100.5	57,849,250	12,050,185	69,899,435
環 境 生 活 部	2,260,061,328	30,589,153	13,170,219	43,759,372	3,791.8	皆増	5,424.4	806,720	0	806,720
地 域 連 携 部	11,084,176	11,084,176	0	11,084,176	皆増	-	皆増	-	-	-
農 林 水 産 部	162,443,828	26,753,492	0	26,753,492	122.3	-	122.3	21,868,828	0	21,868,828
雇 用 経 済 部	3,359,402,256	170,315,000	300,000	170,615,000	354.2	皆増	354.9	48,078,000	0	48,078,000
県 土 整 備 部	87,460,217	41,934,156	2,814,770	44,748,926	151.6	96.7	146.4	27,658,563	2,910,557	30,569,120
出 納 局	6,520,000	1,200,000	0	1,200,000	333.3	-	333.3	360,000	0	360,000
教 育 委 員 会	90,512,550	20,707,331	775,576	21,482,907	80.6	376.1	82.9	25,694,956	206,240	25,901,196
警 察 本 部	32,324,152	6,773,952	3,597,000	10,370,952	128.3	57.2	89.6	5,280,000	6,291,000	11,571,000
企 業 庁	648,723	636,300	12,423	648,723	皆増	皆増	皆増	0	0	0
病 院 事 業 庁	43,849,352	8,528,167	2,623,255	11,151,422	80.1	38.3	63.8	10,646,901	6,844,145	17,491,046
計	6,709,244,666	380,243,712	31,786,688	412,030,400	191.8	112.3	181.9	198,243,218	28,302,127	226,545,345

三重県税外収入通則条例を準用している条例一覧

平成25年9月30日現在調べ

条例名	所管部局
行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例	総務部
三重県総合文化センター条例	環境生活部
三重県人権センター条例	
三重県木曾岬干拓地わんぱく原っぱ条例	地域連携部
三重県鈴鹿山麓研究学園都市センター条例	雇用経済部
三重県流域下水道条例	県土整備部
三重県特定公共賃貸住宅条例	
三重県営住宅条例	
三重県法定外公共用財産等使用料等徴収条例	
三重県砂防設備占用料等徴収条例	
港湾区域内の水域又は公共空地に係る占用料等徴収条例	
三重県病院事業条例	病院事業庁
三重県立高等学校条例	教育委員会
三重県立博物館条例	
三重県立美術館条例	
斎宮歴史博物館条例	
三重県総合博物館条例	

17本